

平成28年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

平成28年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

平成28年 3月23日（水曜日）

1. 出席議員

1番	高橋 えみ	議員	2番	岩崎 喜久雄	議員
3番	正田 恭子	議員	4番	市川 隆康	議員
5番	石倉 稔	議員	6番	大川 陽一	議員
7番	原 義裕	議員	8番	田部井 健二	議員
10番	宮永 万里子	議員	11番	金井 茂夫	議員
12番	福田 正司	議員			

2. 説明のために出席した者

管理者	清水 聖義	副管理者	大谷 直之
副管理者	村山 俊明	副管理者	金子 正一
会計管理者	山岸 栄子		
局長	星野 晃	副局長	田中 洋史

3. 事務局出席者

議会議務局長	天笠 秀男		
総務課長	長谷川 幸浩	課長補佐	白石 昌巳
係長	田島 幸一	主査	大澤 浩隆
主任	岡部 智康	主事	武内 一也

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 3 月 2 3 日 午後 3 時 1 5 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 大川 陽一

会議に付した事件及び順序

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1 号 平成 2 7 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 4 議案第 2 号 平成 2 8 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について
- 第 5 議案第 3 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 4 号 太田市外三町広域清掃組合行政不服審査会条例の制定について
- 第 7 議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（大川陽一） これより、平成 2 8 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（大川陽一） これより本日の会議を開きます。

◎議員辞職の件について

○議長（大川陽一） 議事に入る前に議員辞職の件について、ご報告致します。

○議長（大川陽一） 去る 2 月 2 3 日、金谷勝美議員より辞職願いが提出され、太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第 7 0 条第 2 項の規定により、これが許可されましたのでご報告申し上げます。

◎日程の報告

○議長（大川陽一） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（大川陽一） 始めに日程第 1、会期の決定を議題と致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（大川陽一） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川陽一） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第61条の規定により、議長において10番、宮永万里子議員、11番、金井茂夫議員を指名致します。

◎議案上程

「議案第1号 平成27年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について」

○議長（大川陽一） 次に日程第3、議案第1号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（星野局長挙手）

○議長（大川陽一） 星野局長。

○組合局長（星野晃） 議案第1号 平成27年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の平成27年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書をご覧いただきたいと思います。今回ご提案致します補正予算は、9月補正予算の議決以降の事務管理経費等について補正をお願いするものでございます。

1ページをお開き願います。第1条につきましては、歳入歳出それぞれ2千935万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9千995万4千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは4ページをお開き願います。始めに歳入につきましてご説明申し上げます。1款1項1目1節市町村負担金につきましては、当組合施設整備課職員の減による人件費並びに土壌調査及び建設・運営事業者選定支援業務に係る委託契約を一括にしたことにより経費を削減できたことから、2千716万8千円の減額となります。内訳と致しましては、太田市1千860万8千円、千代田町163万円、大泉町401万3千円及び邑楽町291万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

3款1項1目1節ごみ処理施設整備費補助金につきましては、循環型社会形成

推進交付金の額が確定したことから、50万2千円を増額し、2千791万6千円とするものであります。

4款1項1目1節繰入金につきましては、後ほど詳細な説明を致しますが、資源化物売払収入の低迷により、その補てんとして1千500万円を増額計上したものでございます。

6款1項1目1節資源化物売払収入につきましては、中国経済の減速に伴い、鉄やアルミ等の売払いに係る単価の下落により、1千758万9千円を減額し、同2節再生品売払収入につきましては、再生品として販売できる商品が少なくなっており23万円を減額し、同3節雑入につきましては、東日本大震災時の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による損害賠償金12万9千円を増額計上し、6款合計で、1千769万円を減額計上したものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。5ページをお開き願います。施設整備課職員の1名減による人件費の減額が主な要因でありまして、2款1項1目2節給料につきましては345万円を、3節職員手当等は304万1千円を、4節共済費につきましては、99万1千円をそれぞれ減額計上したものでございます。

6ページをお開き願います。3款1項1目13節委託料につきましては、リサイクルプラザ運営等に係る契約金額が確定したことによる入札差金281万9千円を減額計上し、同2目ごみ処理施設整備計画支援事業費13節委託料につきましては、土壌調査及び建設・運営事業者選定支援業務に係る委託契約を一括契約にしたことにより削減できた入札差金1千905万5千円を減額計上したものであります。

以上で議案第1号について説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（大川陽一） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（大川陽一） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（大川陽一） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第2号 平成28年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長（大川陽一） 日程第4、議案第2号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（星野局長挙手）

○議長（大川陽一） 星野局長。

○組合局長（星野晃） 議案第2号 平成28年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊になっております平成28年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開き願います。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1千30万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条継続費につきましては、4ページの第2表、(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業で総額及び年割額を定めたものでございます。

第3条債務負担行為につきましては、債務を負担することが出来る事項、4ページの第3表、(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設運転管理業務委託で

期間及び限度額を定めたものでございます。

第4条一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めたものでございます。

次に4ページの第2表、継続費をご覧いただきたいと思っております。(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業について総額を311億9千921万6千円とし、平成28年度から平成32年度までの年割額を設定するものでございます。

第3表、債務負担行為をご覧いただきたいと思っております。(仮称)太田市外三町広域一般廃棄物処理施設運転管理業務委託について、平成28年度から52年度までの限度額、実質的には平成33年度からの20年間ではありますが166億1千584万5千円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。5ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

始めに歳入でございますが、1款1項1目市町村負担金合計7億5千766万4千円につきましては、各構成市町の負担金として計上したものでございます。内訳としましては、太田市5億6千517万5千円、千代田町4千424万4千円、大泉町8千970万1千円、邑楽町5千854万4千円をお願いするものでございます。なお前年度比3千963万8千円の増であります。これは中国経済の減速に伴い、鉄やアルミ等の資源化物の売払い単価の下落により、資源化物売払収入を多く見込めないことによるものでございます。

2款1項1目リサイクルプラザ使用料につきましては、研修室等の使用料でございまして、存目計上したものでございます。

同2項1目衛生手数料1千990万6千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料として計上したものでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金1千46万5千円につきましては、新たなごみ焼却施設建設に係る環境影響評価業務並びに土壌調査及び発注支援業務に係る計画支援事業として循環型社会形成推進交付金を計上したものです。

4款1項1目繰入金4千万円につきましては、財政調整基金から繰入することにより、構成市町の負担金の軽減を図るために計上したものでございます。

5款1項1目繰越金100万円につきましては、前年度繰越金を計上したものでございます。

6款1項1目雑入合計8千126万4千円につきましては、1節、資源化物売払収入が、売却単価の下落により前年度比減となり8千18万4千円を計上し、2節、自転車や家具等の再生品売払収入105万円、3節、雑入3万円を計上し

たものでございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。6ページ及び7ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目議会費合計25万6千円につきましては、議員報酬、報償費、旅費、交際費、事務用消耗品等の需用費を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費合計1億895万3千円につきましては、委員報酬、職員の人件費、消耗品や光熱水費等の需用費、損害保険等の役務費、再生品補修業務委託費等の委託料、事務用備品購入費等を計上したものでございます。

3款1項清掃費合計6億4千393万7千円につきましては、1目清掃事業費は、作業用車両の点検整備費等の需用費、リサイクルプラザ運転管理業務等を始めとしたごみ処理に係る各種業務委託料及びスプレー缶圧縮処理装置等の賃借料等でございます。そのほか、残渣の最終処分地である米沢市が環境保全協力金制度を平成22年度から創設したことに伴う環境保全協力金を負担金として計上したものでございます。

2目ごみ処理施設整備計画支援事業費3千924万8千円につきましては、歳入の部分でもご説明致しましたが、新たなごみ焼却施設建設に係る環境影響評価業務並びに土壌調査及び発注支援業務委託料を計上したものでございます。

3目ごみ処理施設整備事業費につきましては、特別高圧電線路調査業務委託料として21万6千円を計上し、旧第一老人センター解体工事費負担金2千856万6千円をそれぞれ計上したものでございます。

4款1項公債費、合計1億5千615万4千円につきましては、リサイクルプラザ建設時の地方債元金償還金及び利子を計上したものです。

5款1項1目予備費につきましては、100万円を計上したものでございます。

なお、8ページ以降には、給与費明細書、継続費についての支出額の見込み等に係る調書、債務負担行為及び地方債に関する調書を添付致しましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第2号についてご説明申し上げますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（大川陽一） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（大川陽一） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第3号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」

○議長（大川陽一） 次に日程第5、議案第3号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（星野局長挙手）

○議長（大川陽一） 星野局長。

○組合局長（星野晃） 議案第3号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして内容についてご説明申し上げます。

本組合の組織団体である群馬東部水道企業団が新たに本組合の組織団体となり、本組合同約別表第1及び別表第2の5の項の事務の共同処理を行うためでございます。

なお、附則と致しまして、この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の本組合同約の規定は、平成28年2月8日から適用するものでございます。

また、参考に群馬県市町村総合事務組合同約新旧対照表を添付致しましたので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で議案第3号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（大川陽一） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（大川陽一） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（大川陽一） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 案 上 程

「議案第4号 太田市外三町広域清掃組合行政不服審査会条例の制定について」

○議長（大川陽一） 次に日程第6、議案第4号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（星野局長挙手）

○議長（大川陽一） 星野局長。

○組合局長（星野晃） 議案第4号 太田市外三町広域清掃組合行政不服審査会条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。本案は、平成26年6月13日に公布された全部改正による行政不服審査法第81条の規定に基づき、当組合行政不服審査会を設置するため、条例の制定を行うものでございます。

内容と致しましては、第1条につきまして、この条例の趣旨を定めるものであります。第2条につきましては、審査会は事件ごとに設置することを定め、第3条につきましては、組織を定めるものでございます。

第4条につきましては委員の職務について定め、第5条につきましては、委員会に会長を置き、その職務等について定めるものであり、第6条につきましては、管理者による委任を定めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を平成28年4月1日とし、審査会委員への報酬に関して、太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

以上で議案第4号についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（大川陽一） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論 (終局)

○議長(大川陽一) これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大川陽一) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長(大川陽一) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(大川陽一) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 案 上 程

「議案第5号 太田市外三町広域清掃組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

○議長(大川陽一) 日程第7、議案第5号を議題と致します。

◎ 提案理由の説明

○議長(大川陽一) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(星野局長挙手)

○議長(大川陽一) 星野局長。

○組合局長(星野晃) 議案第5号 太田市外三町広域清掃組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧くださいと思います。本案につきましては、地方公務員法一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容と致しましては、第1条におきまして、地方公務員法より引用しております。

す第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、参考に太田市外三町広域清掃組合条例新旧対照表を添付致しましたので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で議案第5号について説明申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（大川陽一） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（大川陽一） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（大川陽一） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

大 川 陽 一

太田市外三町広域清掃組合議会議員

宮 永 万里子

太田市外三町広域清掃組合議会議員

金 井 茂 夫